

別記様式第1号 (第1条関係)

自動車保管場所証明申請書				
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> 車検証などを見ながら正確に記入します。 特に車台番号は重要な情報ですので、間違えないようにしましょう。 </div>			長さ	センチメートル
			幅	センチメートル
			高さ	センチメートル
自動車の使用の本拠の位置	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> 通常は、下の「申請者」の住所を記入します。 </div>			
自動車の保管場所の位置	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> 駐車場の住所を記入します。自宅の敷地内であれば、申請者の住所となります。 </div>			
※ 保管場所標章番号				
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は 申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。				
<div style="border: 2px solid red; width: 40px; height: 40px; margin-bottom: 5px;"></div> 警察署長 殿	() 住所		<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; width: 100px;"> 年 月 日 </div> 実際に窓口へ提出する 日付を記入します。	
保管場所の位置を管轄する 警察署名を記入します。		<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> 新しく車の名義人になる方の住所、氏名、 連絡先を記入します。 (新しい車検証の使用者になる方です。) </div> () 局 番 氏名		
第 号	自動車保管場所証明書		4枚つづりのすべてに押印します。認印も可。	
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。				
		年 月 日	警察署長 印	

- 備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目録となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。
- (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。
 - (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（1に該当する場合を除く。）。
- 2 1(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示されている保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。
- 3 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

この部分の記入もお忘れなく。

保管場所の所有者	保管場所の状況	申請事由	代替・変更の場合	連絡先 (電話番号)
1 自己単独所有	保管可能台数 台	1 新規（初めて自動車を購入）	(今までお持ちの自動車の登録番号及び車両番号)	
2 他人の土地	現在の保管台数 台	2 増車	登録番号	
3 共有地	大型 台・普通 台 軽四 台	3 代替（買替え）	車両番号	
		4 変更（住所・所有者等）		

※ 自動車保管場所証明書の有効期間は証明の日から1か月です。